

近畿中部防衛局達第25号

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第53条の規定に基づき、近畿中部防衛局の物品管理に関する細則を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局物品管理取扱細則

改正 平成25年4月1日 近畿中部防衛局達第2号

改正 平成28年3月30日 近畿中部防衛局達第3号

改正 平成29年3月30日 近畿中部防衛局達第4号

改正 令和3年3月19日 近畿中部防衛局達第1号

（目的）

第1条 この達は、近畿中部防衛局（以下「近畿中部局」という。）における物品の取得、保管、供用及び処分（以下「管理」という。）を適正かつ効率的に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

（通則）

第2条 近畿中部局における物品の管理については、物品管理法（昭和31年法律第113号）、物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）、物品管理法施行規則（昭和31年大蔵省令第85号）、及び防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「訓令」という。）、防衛省の図書管理に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第60号。以下「図書管理訓令」という。）その他の法令又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この達の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この達における用語は、訓令及び図書管理訓令の例による。

（消耗品の範囲）

第4条 訓令第3条第2項第1号に規定する消耗品の範囲は、物品管理官が定めるものとする。

（物品の種類及び品目）

第5条 訓令第3条第3項の規定による物品の種類及び品目は、物品管理官が定めるものとする。

（物品の供用事務の委任基準）

第6条 訓令第10条の規定に基づく物品の供用事務の委任基準は、次のいずれかに該当する場合とする。

（1）物品の供用数量が多量であって、物品管理官（分任物品管理官を含む。以下「物品管理官等」という。）が自らの能力だけでは十分にその責めを果たし

得ない場合

(2) 物品を供用する場所が物品管理官等の所在地から遠隔地である場合

2 特別の理由により官職を指定できない場合は、個人指定によるものとする。

(補助者)

第7条 物品管理官等又は物品供用官は、補助者を指定したときは、その官職及び事務の範囲を明らかにしておかなければならない。

2 特別の理由により官職を指定できない場合は、個人指定によるものとする。

(物品の管理に関する計画)

第8条 訓令第15条の規定により物品管理官等の作成する物品の管理に関する計画は、政令第43条第1項に定める物品及び物品管理官等が指定する主要物品の調達に関する計画とする。

(寄附受け)

第9条 物品の寄附の申し出を受けた者は、遅滞なく、その旨を物品管理官等に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた物品管理官等は、当該物品を取得することが適当であると認めるときは、相手方の申出書を添えて、1件の評価額が20万円以上の物品については防衛大臣（以下「大臣」という。）の指示、20万円未満のものを受入れる場合には、近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

3 物品管理官等は、前項の規定により大臣、局長から寄附物品を受領すべき旨の指示を受けた場合、受払書（訓令別記様式第41）により受入れを行うものとする。

(修理又は改造の手続)

第10条 物品管理官等は、支出負担行為担当官から物品の修理又は改造の契約完了の通知を受けた場合において、当該物品を国以外の者に引き渡す必要があるときは、受領書（訓令別記様式第39）により引渡しを行うものとする。

2 前項の修理又は改造が完了したときは、納品書（訓令別記様式第38）により当該引渡し物品の受入れを行うものとする。

3 各自衛隊に委託修理する場合の手続きは、各幕僚長等の定めるところによる。

(不用決定)

第11条 物品供用官は、供用中の物品で不用の決定が適当であると認める物品がある場合には、物品返納報告書（訓令別記様式第15）の返納事由に不用の決定の理由及び処分を明記して、物品管理官等に報告するものとする。

2 物品供用官は、前項の報告をする場合は、当該物品の不用の決定の審査に必要な資料を添付するものとする。

3 物品管理官等は、訓令第29条の規定により、不用の決定の承認を受けようとするときは、物品不用決定承認申請書（訓令別記様式第8）により行うものとする。

4 近畿中部防衛局所属物品の不用決定の承認は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める物品について行なうものとする。ただし、単価50万円未満の物品については、あらかじめ承認があったものとして処理することができる。

(1) 大臣 単価300万円以上の物品で訓令第30条第1項第1号に掲げ

る物品に該当するもの

(2) 局長 単価50万円以上の物品(前項に定める物品を除く。)

- 5 第3項の規定に基づく不用決定は、物品管理官が定める様式により行なうものとする。
- 6 省令第33条において準用する省令第5条第1項の規定による通知は、物品分類換通知書(訓令別記様式第3)により行うものとする。

(売払)

- 第12条 物品管理官等は、不用の決定が行われた物品の売払を行うときは、物品売払・貸付措置請求書(訓令別記様式第23)により契約担当官にその措置を請求しなければならない。
- 2 契約担当官は、前項の規定により請求のあった不用決定物品の売払契約完了の場合は、直ちにその旨を物品管理官等に物品売払・貸付措置通知書(訓令別記様式第24)により通知しなければならない。
 - 3 物品売渡先への物品の引渡しは、受領書(訓令別記様式第39)により行うものとする。

(物品使用職員の責務)

- 第13条 物品を使用する職員は、供用を受けた物品を常に良好な状態で使用するよう努めなければならない。

(亡失又は損傷)

- 第14条 物品を使用する職員は、その使用中の物品が亡失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を物品亡失、報告書(訓令別記様式第25)により物品供用官に報告しなければならない。
- 2 物品供用官は、その保管中若しくは供用中の物品が亡失し、又は損傷したとき、又は法の規定に違反して物品の管理行為をし、若しくは法の規定に従った物品の管理行為をしなかった事実があるときは、速やかにその旨を物品亡失、損傷等報告書(訓令別記様式第26)により物品管理官等に報告しなければならない。
 - 3 物品管理官等、物品供用官の補助者は、保管中又は供用のため保管中の物品が亡失し、若しくは損傷したとき、又は法の規定に違反して物品の管理行為をし、若しくは法の規定に従った物品の管理行為をしなかった事実があるときは速やかにその旨を物品亡失、損傷等報告書(訓令別記様式第26)により、それぞれ物品管理官等、物品供用官に報告しなければならない。

(物品亡失、損傷等報告書の添付書類)

- 第15条 訓令第34条第6項の規定により物品管理官が物品亡失、損傷等報告書(訓令別記様式第27)に添付する資料は、亡失又は損傷(以下「亡失等」という。)内容に応じ次の各号のうち必要な書類とする。
- (1) 使用職員の作成する供述調書又は現場立会者の作成する事実調書
 - (2) 亡失等の発生した場所及びその周辺の略図又は写真
 - (3) 盗難又は火災により亡失等をした場合は、警察又は消防官署の発行する証明書

- (4) 損傷状況の写真
- (5) 亡失又は損傷が公務中に発生したことを証明できる資料
- (6) 亡失又は損傷の現場にいた者の事実証明書
- (7) 物品管理官の所見
- (8) その他弁償の責任にかかる裁定をする場合に参考となる資料

(現況調査)

- 第16条 物品管理官等は、その管理する物品の管理状況について、毎会計年度1回、調査を行うものとする。
- 2 物品管理官等は、前項に規定するほか、必要があると認めた場合には、その物品の管理状況について臨時に調査を行うものとする。
 - 3 現況調査の実施時期、実施要領及び調査官の指定については、その都度物品管理官が定めるものとする。

(検査)

- 第17条 訓令第45条第1項第2号の規定による局長の命ずる者は、本局会計課長及び支局会計課長とする。
- 2 訓令第45条第2項の規定による局長の指定する者は、物品管理官とする。
 - 3 検査の実施時期及び実施要領は、その都度物品管理官が定めるものとする。

(引継ぎ)

- 第18条 物品管理職員（補助者を除く。）が交替する場合には、引継書（訓令別記様式第34）に所要事項を記載し、前任者、後任者記名の上、引継ぎの証としなければならない。

(委任規定)

- 第19条 この達の実施に関し、必要な事項は物品管理官が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日近畿中部防衛局達第2号）

この達は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日近畿中部防衛局達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日近畿中部防衛局達第4号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。